

令和５年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１ 県は、介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、必要な経費等について、令和５年度予算の範囲内において、介護サービス事業所等を運営する設置者に対し、青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和４５年３月青森県規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象施設）

第２ 補助金の交付の対象となる介護サービス事業所等は、別表１に定めるとおりとする。

（補助事業、補助対象経費及び補助金の額等）

第３ 補助金の交付の対象となる新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（以下「補助事業」という。）は、「令和５年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和５年３月２８日老発０３２８第３号）の別紙「令和５年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づく緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

２ 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和４年４月１日から令和５年５月７日に係る分までは別表２－１に、令和５年５月８日以降に係る分は別表２－２に定めるとおりとし、補助基準単価は、令和４年４月１日から令和５年５月７日までに係る分は別表５－１に、令和５年５月８日以降に係る分は別表５－２に定めるとおりとする。なお、各表に定める補助基準単価は年度単位で適用する。

３ 補助金の額は、別表５－１及び別表５－２に定める補助基準単価に基づく算定額と補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入

額を控除した額とを比較して最も少ない額以内の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式(1)総括表【令和5年度(令和5年5月8日以降)に生じた費用分】、第1号様式(4)総括表【令和5年度(令和5年4月1日～令和5年5月7日)に生じた費用分】又は第1号様式(7)総括表【令和4年度に生じた費用分】によるものとし、申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業所・施設等別申請額一覧【令和5年度(令和5年5月8日以降)に生じた費用分】(第1号様式(2))、事業所・施設等別申請額一覧【令和5年度(令和5年4月1日～令和5年5月7日)に生じた費用分】(第1号様式(5))又は事業所・施設等別申請額一覧【令和4年度に生じた費用分】(第1号様式(8))
- (2) 事業所・施設等別個票【令和5年(令和5年5月8日以降)に生じた費用分】(第1号様式(3))、事業所・施設等別個票【令和5年度(令和5年4月1日～令和5年5月7日)に生じた費用分】(第1号様式(6))又は事業所・施設等別個票【令和4年度に生じた費用分】(第1号様式(9))
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第5 知事は、第4の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金の交付の決定及び額の確定通知書によりその旨を通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳(第2号様式)その他の関係書類を作成し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第 3 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに、知事に報告すること。

また、知事の定めるところにより、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間保管しておくこと。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の取下げの期日）

第 7 規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 14 日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第 8 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第 9 補助金の請求は、補助金請求書（第 4 号様式）を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。